

平成23年4月27日

各 位

会 社 名 富士電機株式会社
代 表 者 代表取締役社長 北澤 通宏
(コード番号6504 東証・大証・名証第一部、福証)
問合せ先 執行役員経営企画室長 加藤 昌彦
TEL. 03-5435-7213

会社法に基づく内部統制システム整備に関する基本方針の改定（第4回）のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第362条および会社法施行規則第100条に規定する体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針の改定を決議しましたので、お知らせします。

1. 改定の趣旨

当社は「2009-2011年度 中期経営計画」にて掲げた「エネルギー・環境事業への注力」、「グローバル事業の拡大」に向けた体制づくりとして、本年4月1日付で「エネルギー・環境」事業を担当する、100%子会社「富士電機システムズ㈱」を統合し、「富士電機株式会社」として新たなスタートを切りました。

この体制見直し等に伴い、富士電機のコーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組みの一部を改定しました。

2. 改定後の内部統制システムの整備に関する基本方針（全文）

1. 目的

富士電機(注)は、基本理念を次のとおり定めております。

富士電機は、地球社会の良き企業市民として、地域、顧客、パートナーとの信頼関係を深め、誠実にその使命を果たします。

●豊かさへの貢献 ●創造への挑戦 ●自然との調和

この基本理念の実現に向けて、当社は次のとおり会社法に規定する業務の適正を確保するための体制の整備を図ります。

(注)本項目における「富士電機」の表現は、当社ならびに子会社および関連会社から成る企業集団を指します。

2. 富士電機の業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 次のコーポレート・ガバナンス体制により、経営の透明性、健全性の確保を図ります。

－経営責任の明確化と、経営環境の変化への迅速な対応を図るため、富士電機各社の取締役の任期を1年とします。

－当社は、経営監督および経営監査機能の強化、および重要な業務執行に係る経営判断の妥当性の確保を図るため、これにふさわしい資質を備えた社外役員を招聘します。

② 富士電機各社の経営者は、社員に対し、富士電機共通の経営理念、および全役職員の行動規範である企業行動基準の精神を繰り返し説き、その徹底を図ります。

③ 業務執行の透明性、健全性の確保を図るため、社内規程に基づき、次のとおりコンプライアンス体制を確立、推進します。

－当社の代表取締役が委員長を務める遵法推進委員会にて、富士電機を取り巻く法令・社会的規範の遵守徹底を図ります。

- －規制法令毎に社内ルール、監視、監査、教育の各側面において役割、責任を明確にしたコンプライアンスプログラムを制定し、年間計画に基づき実施します。
- －富士電機各社の全常勤役員はコンプライアンス研修に参加します。
- －通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、富士電機各社の使用人から当社の社長への通報を容易にする内部者通報制度を設置し、法令、定款、社内ルールに違反する行為の未然防止および早期発見を図ります。
- －上記のコンプライアンス体制により、富士電機各社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向け、組織的な対応を図ります。

④ 社長直轄の内部監査部門を設置し、子会社を含めた内部監査を実施します。また、内部監査の実効性を確保するため、当社および子会社の内部監査部門から構成される会議体において、各々の活動内容の共有化等を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

富士電機の重要な業務執行に係る記録等を富士電機各社において確実に保存、管理し、取締役および監査役が当該記録等の内容を知り得ることを保証するため社内規定を制定します。当該規程において、当該記録等の保存および保管に係る責任者、取締役および監査役に対する閲覧等の措置等を定めます。また、当該規程の制定、改廃においては当社の監査役と事前に協議することとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 富士電機の事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため社内規程を制定し、当該規程に基づき富士電機各社は適切なリスク管理体制を整備するとともに、横断的な特定のリスクについては、リスク毎に当社の担当部署を定め、グループ全体としてリスク管理体制を整備します。

② 大規模災害等の危機発生時の被害極小化を図るため、緊急時対応のマニュアルを制定します。当該マニュアルにおいて、危機管理担当役員、緊急事態発生時の会議体制および対策本部の設置等を定めます。

③ 内部監査部門は、自社および子会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を社長に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

① 執行役員制度を採用し、経営と執行の分離、および意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会決議により各執行役員の業務分担を明確にします。

また、執行役員および使用人の職務と権限を定めた社内規程を制定し、業務執行に係る意思決定に関する権限と責任の所在を明確とします。

② 当社社長の諮問機関として、執行役員等から構成される常設機関の経営会議を設置し、富士電機全体の経営に関する重要事項の審議、報告を行います。当社の代表取締役は、必要に応じ経営会議における審議または報告の概要を、当社の取締役会に報告することとします。

③ 各年度および中期の富士電機の経営計画を策定し、共有化を図るとともに、毎月、経営会議および当社の取締役会にて事業部門毎に進捗状況を確認し、評価、見直しを行います。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、社内規程を制定し、当該規程に基づき、富士電機各社は財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を各社の取締役会に報告します。

(6) 当社および富士電機における業務の適正を確保するための体制

① 富士電機各社の業務執行に関する権限および責任を定めた社内規程を制定し、当該規程に基づき、組織的かつ能率的な運営を図ります。

② 当社は富士電機全体の企業価値の最大化に向けて、上記の各項目のとおり、富士電機全体の視点から業務の適正を確保するための体制の整備を図ります。

また、当社は、子会社および関連会社に対し会社法に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の決定を求め、それらの実効性の確保を図ります。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、その職務執行において必要に応じて内部監査部門または経営企画部門の使用人に補助を求めることができ、当該使用人は当該補助業務を取締役の指揮命令から独立して行うこととします。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

監査役が、その職務執行において十分な情報を収集し得るため社内規程を制定し、当該規程において、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、監査役に対する定期報告および重要書類の回付等、取締役の職務の執行に係る情報収集を可能とする具体的手段を定めま

す。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社は富士電機の経営に対する理解と、監査に必要な専門知識・経験を備えた社外監査役を招聘します。

② 当社および会社法上の大会社である子会社の監査役から構成される会議体ならびに監査役、内部監査部門および会計監査人から構成される会議体において、各監査機能の連携強化を図り、富士電機全体の監査の実効性の確保を図ります。

以 上

(制定) 2006年5月16日

(改定) 2007年4月26日

2008年3月27日

2010年5月25日

2011年4月27日